

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

南国市（以下「甲」という。）と（市内一般廃棄物収集運搬許可業者）（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生した場合、乙に対し次に掲げる応援協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）仮置場の管理
- （5）仮置場での災害廃棄物の分別・中間処理
- （6）甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- （7）前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- （1）協力の要請内容
- （2）その他必要な事項

（災害廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。

- （1）周囲の生活環境を損わないように十分配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第7条 第3条に基づき実施した災害廃棄物処理等に従事した乙に係る者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境課、乙においては田中石灰工業株式会社環境開発事業部とする。

(協定書の有効期限)

第9条 この協定は、平成28年10月5日から効力を有することとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月5日

甲 高知県南国市大桶甲2301番地
南国市長 _____

乙 (市内一般廃棄物収集運搬許可業者)
